議会事務局 受　　付	中標津町 受付 8.8.-5 議会事務局

令和 8 年　8月　5日

中標津町長　　西　村　　穣　　様

中標津町議会議長　後　藤　一　男

中標津町議会議員　　3番　栗 栖 陽 介

一 般 質 問 経 過 回 答 依 頼 書

下記の一般質問の経過回答を依頼します。※議員は事務局に提出

一般質問通告	令和7年9月定例会	通　告　No.	3
通告質問事項	不妊治療負担を軽減し、寄り添う取り組みを		
答　弁　者	病院事務長	回答期日	令和8年~~9月~~10月5日

（特記事項）

他院との医療連携体制の周知や、医療連携を求められた場合の当院で対応できる検査や投薬などの医療提供体制の構築を検討しており、内容を院内で精査し、年内には実施をしていきたいと考えております。

答弁をいただいていますが、答弁で示された実施の目途である令和7年内から、既におおむね8か月が経過しております。つきましては、その後の取組状況及び現在の実施状況について、ご回答くださいますようお願いいたします。

1　答弁にあった「院内での精査」について、いつ、どのような場で検討を行い、どのような内容に取りまとめられたか。

2　「年内には実施」とされた事項について、実施済みであれば、その実施時期と実施内容。未実施であれば、その理由と今後の実施見込み時期。

3　他院との医療連携体制の周知について、周知の対象（住民、近隣医療機関、介護事業所等）、周知の方法（広報、ホームページ、院内掲示、文書送付等）及びこれまでの実施実績。

4　医療連携を求められた場合に当院で対応可能な検査及び投薬について、具体的に整理された内容と、それを院内で共有し、また院外に対して提示する方法。

5　これまでの検討又は実施を通じて把握している課題と、今後の対応方針。

答弁内容が現場に確実に反映されていることを確認しておく必要がありますので、ご提示願います。

令和８年　９月２４日

中標津町議会議長　後　藤　一　男　様
中標津町議会議員　栗　栖　陽　介　様

中標津町長　西村　穣

一般質問経過回答書

下記のとおり一般質問の経過について回答します。

一般質問通告	令和７年９月定例会	通告No.	6
通告質問事項	不妊治療負担を軽減し、寄り添う取り組みを		

令和７年９月定例会における一般質問、通告６における答弁後の経過についてご依頼の５項目について回答いたします。

１　答弁にあった「院内での精査」について、いつ、どのような場で検討を行い、どのような内容に取りまとめられたか。

令和７年９月定例会後、当院産婦人科医師や関係スタッフにより、これまでに実施してきた不妊治療の確認を行いました。確認内容につきましては、従来通りの対応に問題がないこと。問い合わせがあった場合の窓口対応。他院との医療連携体制や医療連携を求められた場合に当院で対応出来る検査や投薬などを確認しております。

２　「年内には実施」とされた事項について、実施済みであれば、その実施時期と実施内容。未実施であれば、その理由と今後の実施見込み時期。

令和７年９月定例会後、当院の対応範囲や他院との医療連携体制について改めて整理し、１１月広報への掲載、北海道新聞への折り込みチラシや当院ホームページへ一般不妊治療を取り扱っている旨の掲載を実施しております。

３　他院との医療連携体制の周知について、周知の対象（住民、近隣医療機関、介護

中標津町 受 8.10.13 付 議会事務局

事業所等)、周知の方法（広報、ホームページ、院内掲示、文書送付等）及びこれまでの実施実績。

答弁にもありました通り、他院との医療連携を希望される場合には、現在受診中の医師に相談をしていただき、紹介状を持参して受診していただくよう周知しております。

また、繰り返しになりますが、１１月広報への掲載、北海道新聞への折り込みチラシや当院ホームページへ一般不妊治療を取り扱っている旨の掲載を実施しております。

４　医療連携を求められた場合に当院で対応可能な検査及び投薬について、具体的に整理された内容とそれを院内で共有し、また院外に対して提示する方法。

医療連携を求められた場合に対応可能な検査及び投薬については、患者さんの状態により医師の判断が必要であることから、一概に、これと言えるものではありません。院内での共有につきましても、都度患者さんへの適切な対応が求められることは周知の事実であります。

院外に対しての周知につきましても、基本的には他院で不妊治療を行っている方がご自身で主治医に相談をして、当院を受診するようお願いしていることから、院外に対して提示することは想定しておりません。

５　これまでの検討又は実施を通じて把握している課題と今後の対応方針。

現在の医療は一つの診療科においても専門分野が分かれており、当院で実施できる不妊治療や連携においても万能ではありません。

不妊治療を必要とされている方の把握などは医療機関が担うものではなく、一般不妊治療が必要な方が当院を受診し、更に専門的な不妊治療が必要とご本人が判断された場合に、ご希望の医療機関を紹介させていただくこととしております。

今後も当院で対応出来うる不妊治療につていは、真摯に適切に対応するよう努めて参ります。

標津町
受
8.10.13
付
議会事務局